

SNS上におけるコミュニケーション的行為の実践可能性

松中 紗弥

はじめに

ハーバーマスはコミュニケーション的行為を2人以上の行為者が相互に理解し合えるような動機づけられた了解を通じた合意を目指すために、自らの行為を調整するという理想的な相互行為のことでありと定義づけた。コミュニケーション的行為の成立条件として、批判可能な妥当性要求が呈示され、聞き手は真理性、正当性、誠実性の面から話し手の発言の妥当性を審議することで合理的に根拠づけられた合意が成立するという。しかし、現実世界の会話や討論にコミュニケーション的行為のモデルをあてはめることは容易ではないという指摘がある。実際の会話や討論がハーバーマスの定義するコミュニケーション的行為の帰結とする合意に達するとは限らない。加えて、ハーバーマスはコミュニケーション的行為における合理性の根拠について、その基準をどのように定めているのかという疑問が示された。この疑問について、ハーバーマスは、発言に対し批判と根拠づけが可能かと述べ、発言の妥当性を測定する基準は、相互主観的に状況により変化するため、絶対的で最終的な根拠は存在しないと示した。これらの指摘から、コミュニケーション的行為は合意の達成を前提に構成されているという問題が浮上する。なぜなら合意にむけての行為調整や意見の統合に焦点が当てられ、合意に達しない可能性を視野に入れず十分な検討ができなかったからとされる。以上からコミュニケーション的行為は、誠実な意図をもった主体間で合意を成立させるという極度に理想化された状況を前提としているため、現実世界でのコミュニケーション的行為の機能性に疑念が生じる。

上記をふまえ、本論文では、コミュニケーション的行為が働く空間として、現在のネット状況におけるハーバーマスの公共圏概念の可能性を検証した。公共圏概念とは、自律性・公開性・平等性に基づき、誰もが平等に自由に意見を表明し、討議し、立場や身分を乗り越えた言論空間であるとされる。しかし、ハーバーマスが想定した公共圏概念は、ある階層のみ議論に参加しており限定されたものであったため一元的であると批判された。一方、ネット社会は、個人、集団、組織などが多面的に相互作用し複層的な社会に帰属し、流動的で他と連結し、他に開かれた小公共圏を構成する。そこでは、周縁的な言説や集まりがネットワーク化されることで、あらゆる立場や価値が混在した空間を構成し、多様な参加者による討論から主流意見に対抗する言説を発展させるという対抗的公共圏が見出されている。このように社会状況の変化に対応して、ハーバーマス公共圏概念は批判され、新たな公共圏が再定義されていくが、誰に対しても開かれているという公開性の側面は継承されている。ゆえにハーバーマスの公共圏概念については批判的継承という立場がとられている。

では、理想的な世界で対面状況を前提としたコミュニケーション的行為は非対面であるSNS空間において実践可能なのだろうか。SNS空間では、合理的な合意を達成し、コミュニケーション的行為が成立するとは断言できないが、合意に到達しなくても、合理

的に根拠づけられた対話が行われて、合意を目指そうとする過程は確認できるのではないかと仮定することは可能である。しかし、実際には、その場限りのやり取りや純粋なおしゃべりが多く、コミュニケーション的行為に適應する討論が発生しているケースは見つけることができなかつた。それに反し、合意が目標された討論の場を見つけることができたのは2ちゃんねるというBBS空間である。そこでは、不特定多数が議論に参加していたため、相互的に納得し合い根拠づけられた合意の達成はしていなかつたが、一部の会話では了解を通じたコミュニケーション的行為の過程が見受けられた。本調査では、SNS空間ではコミュニケーション的行為の事例を見つけることはできなかつたが、理性的な相互行為ができるように実名で複数の情報を公開し、討論を目的とした場を作るためアーキテクチャという物理的に作られた環境を設計すればコミュニケーション的行為の過程が見られる余地はあるとの結論に至った。

第1章では、ハーバーマスが定義するコミュニケーション的行為と公共圏概念について説明する。第2章では、コミュニケーション的行為や公共圏概念の批判的検討を列挙する。第3章では、第1章と第2章を踏まえ2ちゃんねる上での議論を例として会話分析をすることで、どのような相互行為が行われていたのかを明らかにし、BBS空間ではコミュニケーション的行為が見られるのか考察する。第4章では、第3章ではBBSとSNSの特徴を比較してSNSにおけるコミュニケーション的行為の実践について、その可能性を検討した。

第1章 ハーバーマスによるコミュニケーション的行為と公共圏の定義

1. コミュニケーション的行為の定義

ハーバーマスによるコミュニケーション的行為の概念は、理想的なコミュニケーションに参加する発話や行為ができる二人以上の主体が、自分たちの行為や意図に合意できるよう調整するために、行為の状況に関して了解を求めべき行為であるとする（ハーバーマス1985:133）。その際ハーバーマスはしぐさや五感を通じたコミュニケーションではなく、言語媒体を用いたコミュニケーションを扱う（橋本2010:12）。また、対話者双方の認識の不一致が発生した場合は論題が設定され、各自の認識や前提を再検討することで合意が目標されるといふものである（丸橋2015:61）。コミュニケーション的行為の概念は合意に至る状況を理論的に規定することに関連していく（ハーバーマス1985:133）。

2. ジョン・L・オースティンによる行為区分

木前（2014）、永井（2018）は、ハーバーマスは、コミュニケーション的行為について考える際、その多くをジョン・L・オースティンによる発話に関する行為区分に依拠しつつ、その区分を新たに再構成する形で自論を構築していると述べている（崔2019a:82）。オースティンは、発話による言語行為を「発語行為」、「発語内行為」、「発語媒介行為」の3つに区分した。発語行為は話し手が何かを語り、事態を表現する。発語内行為は話し手が何かを語ることに於いて、主張、約束、指令、告白等の行為を遂行する。発語媒介行為で発話行為の遂行を通じて、話し手は聞き手の感情や思考、行為に対して、何らかの結果を発揮させる（ハーバーマス1986:26）。その3つの言語行為は一つの発話により産出され

得るとされた（宮坂1999：51）。以下で一つの発話から3つの言語行為がどのように表れるか例を挙げる（村上2002：168）。

例えば、子供が危険な遊びをしている場面で、「危ないから、やめなさい」という発話行為がなされると同時に注意するという発話内行為が遂行される。その発話内行為の遂行によって、危険な遊びをやめさせるという効果を発揮させる発話媒介行為が遂行される。注意するという発話内行為は無条件に遂行されるのではなく、危険な遊びをしているという場面の状況に呼応して、発生するものであるとする。ただし、発話内行為が遂行されたからといって、発話媒介行為が必ずしも遂行できるとは限らない。なぜなら、子供が注意されたと認識せずに遊びをやめなければ、やめさせるという発話媒介行為が実現できないからである。

以上から、発話内行為の成立は、場を構成する慣習、権力関係、雰囲気、既存の価値観などの要素から規定され、発話媒介行為の実現の有無については、発話行為の様子や当事者の関係性によって、他者の受け取り方は変化するので、他者に依存することになる（村上2002：168）。このように、オースティンは発話内行為と発話媒介行為の成立条件について明確な区別をつけていなかった。

3. ハーバーマスによる行為区分の再構築

これに対し、ハーバーマスはオースティンの発話内行為と発話媒介行為をそれぞれ当事者が了解志向的態度で言語行為を行うのか、あるいは成果志向的態度で言語行為を行うのかという違いから区別できるとした（藤田2013：320）。了解志向的態度は、ある発言に対して、合理的に動機づけられるための条件を満たしている合意を得るために主体間で了解が達成されることを目指す態度のことである。成果志向的態度は、語られたことの意味とは偶発的な関連にしかない意図に発話行為を結びつけ、こうした意図を実現させるために自らの行為によって世界の状況を変えるか、相手の意思決定を変えたという成果を目指す態度のことである。（藤田2013：319-321）

ハーバーマスは、了解志向的態度をもつ発話内行為は、すべての当事者が発話行為の中で話し手が自分の語っている言葉を挨拶、指令、警告、説明等として聞き手に発言の意味を認識してもらって発話内的目標のみを追求する言語を媒介とした相互行為として、コミュニケーション的行為に対応させた。一方、成果志向的態度をもつ発話媒介行為は、当事者のうち少なくとも一人が発話行為で話し手が追求している意図や実現したいと思っている目的を達成するために意図的にある効果を相手に喚起しようとしている相互行為として、言語に媒介された戦略的行為とみなした（ハーバーマス1986：26-33）。コミュニケーション的行為は語られたそのものの意味を理解してもらいたいことから、話し手の目標や意図は発話から顕在化しているが、戦略的行為については、話し手の意向を推測することでは発話行為の意図を汲み取ることができないことから、話し手の意図や目標は戦略的に隠蔽された状態で発話として表出されておらず、戦略的な行為と考えることができる（ハーバーマス1986：27-32）。このようにハーバーマスはオースティンによる言語行為の区分を再構成した。以下は藤田によるハーバーマスが考えた行為区分を使用した例である。（藤田2013：320-321）

まずはコミュニケーション的行為の側面を考える。話し手が「明日、5時に君の家に行

くよ」という発話行為を行う。その発話行為には約束するという発話内行為を含んでおり、話し手には発した言語の通りに約束を聞き手に理解してもらい、了解を得たいという目標がある。それに対して、聞き手は約束であることを話し手の言語から理解し、了解する了解志向的な相互行為が行われた。

では、先と同じ約束の例を戦略的行為の側面から考える。話し手には聞き手を明日5時に家にいさせたいという意図をもち、「明日5時に君の家に行くよ」という発話行為を行う。この場合、聞き手を5時に家にいさせるという効果を発揮させる発話媒介行為を遂行し、成果として聞き手が5時に家にいるという状況を作りだせれば、成果志向的行為の目的を達成できたことになる。話し手は聞き手に「明日5時に家にいてほしい」と主張せずに本来の意図を実現させる成果のみを追求している。

このように、言語のやりとりだけで完結する発話内行為を行うコミュニケーション的行為と言語のやりとりの中に隠された意図の実現のみを追求する発話媒介行為を行う戦略的行為との区分を設けた。

4. コミュニケーション的行為の構成

上記で述べたように、了解的志向に基づいた発話内行為によって構成される言語行為はコミュニケーション的行為に数えられる。ただし、話し手が発話内行為として聞き手に端的な命令を発する場合、さらに、発話内行為を成立させる条件について十分な合意がない場合、聞き手は話し手の発話内行為によって強制的な意思決定を強いられて、理由をもって態度決定できない(ハーバーマス1986:46)。同様に、発話媒介行為に関しても話し手が自分の意図を隠蔽しながら他者に働きかけることによって、聞き手は根拠づけられた考えに結びつく意思決定をできず、態度を決定する術もない(ハーバーマス1986:46)。すなわち、強制的な意思決定や動機づけられず偶然的に発生した意思決定は、合理的な了解からは成立し得ないといえるため、これらの行為は了解的志向に基づいたコミュニケーション的行為には属しないとす。そこで、了解に志向したコミュニケーション的行為は批判可能な「妥当性要求」が掲げられる発話行為のみによって構成されるとする(ハーバーマス1986:45)。

妥当性要求を語る上で関連してくるコミュニケーション的行為における了解について、ハーバーマス(1986:23)は「了解とは、言語能力と行為能力をそなえた主体の間で一致が達成される過程であるとみなされる」と述べている。了解が発生する条件として、ある発言が外部からの力の行使ではなく、当事者によって妥当であると合理的に動機づけられ受容されることが挙げられる。その条件を満たすために批判可能な妥当性要求を呈示することで理由に基づいて意思決定を行えるとする(ハーバーマス1986:24)。もし、妥当性要求が批判可能でなければ、それは命令や強制であり、了解における合意とはいえないという(日暮2004:5)。また、聞き手に話し手の妥当性要求を拒否された際、話し手は相手を納得させる根拠を示すか、別の新しい妥当性要求を提示し、再度聞き手は呈示された妥当性要求や根拠を審議する(日暮2004:6)。

以上から、話し手が批判可能な妥当性要求を呈示することにより、聞き手は判断を強制されずに根拠に基づいて、了解をしたりあるいは批判をしながら、双方が納得できる合理的に動機づけられた合意を目指そうと行為調整を行う。ここから妥当性要求と合理的な了

解における合意は結びついており、妥当性要求があるからこそ了解的志向の性質を含むコミュニケーション的行為を構成することができる。

妥当性要求には、命題的真理性、規範的正当性、主観的誠実さの3つが存在する（ハーバーマス1985：120）。命題的真理性とは、聞き手が話し手の発言を取り入れ共有できるよう真なる発言をすること。規範的正当性とは、自分と聞き手の間で発言が正当だと一致する関係が成立するように状況や慣習などの規範的脈絡と照らして正当な発話行為を遂行することである。主観的誠実さは、聞き手が発言の内容を信用するために思念、意図、感情、希望等を誠実に発言することである（ハーバーマス1986：49）。どんな了解的志向の発話行為にも聞き手は3つのどの妥当局面からでも拒否することができる（ハーバーマス1986：48）。

それでは、妥当性要求についてハーバーマスの例を挙げていく（ハーバーマス1986：47-48）。「水を一杯もって来てくれないか」という発話行為を命令ではなく、了解志向的な発話行為であると理解すると仮定する。話し手は自分にとって望ましい状態を作り出したいという要請に規範的正当性の妥当要求を掲げる（ハーバーマス1986：49）。第一に、「いいえ、先生は私を御自分の使用人のように扱うことはなりません。」という発話行為によって、教授の行為が正当であるという点に対して異論を唱えている（ハーバーマス1986：47）。つまり、私と先生は主人と使用人の関係ではないので、この場でのそのような発言はしないでほしいと規範的正当性の面から拒否しているといえる。

第二に、「いいえ、先生が意図されているのは本当はただ、他のゼミナール参加者の前でわたしに恥をかかせることだけなのです。」という発話行為によって、教授が自分は言った通りのことを思っているという点に対して異論を唱えている（ハーバーマス1986：47）。つまり、教授は「恥をかかせる」という本来の意図を隠蔽していると聞き手が判断し、意図や感情、思念、希望を誠実に発言しておらず、主観的体験として語られていないことから主観的誠実性の面から拒否している。

第三に、「いいえ、一番近い水道でも授業が終わるまでに戻ってこれないほど離れています。」という発話行為によって、教授が自分の発言は真であると前提しているという点に対して、異論を唱えている。つまり、教授は授業中に水を持ってこれることが真であるとしているが、聞き手が水場が遠いので授業が終わるまでに戻れないと実際の状況を客観的に判断したため教授の叙述は偽であるとし命題的真理性の面から拒否している。以上に挙げた例から、どんな発話行為でも1つ以上の妥当局面で批判することができるならば、不完全な発話行為とされる（ハーバーマス1986：47）。ハーバーマスからみる発話内行為は話し手が掲げる妥当性要求に聞き手が了解できるように必要な条件を満たしている場合に成立するといえる。ゆえに発話内行為の成立について、オースティンとは異なり、このような言語的構造を想定したからこそ外からの働きかけだけではなく、相互主観的に妥当性を解釈しあい合意を目指すため、当事者同士によって規定され得る（ハーバーマス1986：23）。

5. 公共圏概念について

崔（2019a：74）はコミュニケーション的行為が成立する前提として、ハーバーマスの公共圏概念を理解する必要があるとした。ハーバーマス（Habermas 1990=1994：73-78）

によれば、公共圏とは、民主主義の基本原理に基づいて、政治的ないし社会的主体としての市民たちが、国内外の政治的・社会的諸問題についてコミュニケーションを通して発言し、議論し、そしてそこでの世論を形成して、議会、ないし行政の政策決定や遂行過程に影響を及ぼしていく社会的空間である。ハーバーマスは公共圏概念の一つの例として、市民的公共圏を取り上げている。

市民的公共圏の概念が産出した背景として、ハーバーマス(1990=1994)は国家と市民社会の対立と分離を挙げる。商品と報道の流通の恒常性に対応して、国家活動が常規的になり、公権力は強化されてあからさまに国民の対立物になる。つまり、国家による言論や文化を統制する力が強化されたため、市民は国家権力を敵視し、国家と市民社会の対立が起こり、市民社会は国家から切り離され空間として自らを維持しようとする。このような経緯から市民的公共圏は、政治的対立から引き起こる議論によって生成される世論を国家へと反映させていく機能を持つとされる(崔2019b:30)。

このような市民的公共圏におけるコミュニケーションの形態は、平等性、自律性、公開性の理念が確立される。平等性とは参加者の身分に左右されないことをいう。自律性とは、コミュニケーションの進行が、テーマに起因する必要な要素にのみされ、経済的要因や政治的な力の影響から独立していることをいう。公開性とは、コミュニケーションへのアクセスがすべての市民に可能であると同時に、その内容が公開されていることをいう(鈴木2015:6)。

このような議論から引き出される公共圏概念で決定的に重要なのは、あくまでも公論を形成していくコミュニケーションの場の存在であり、それが外部的な制度化に縛られることから解放されなければならない点である。公共圏では問題やテーマが議題化され、討議や議論に必要な情報が提供され、上記で述べたような理念に基づいたコミュニケーションおよび理性的な討議が行われる。加えて議論や意見交換のプロセスが妥当なものであるか、再帰的に検討する義務も負っているとされる(鈴木2015:6)。したがって、自由かつ平等で理性的な討議が行われる公共圏の中でハーバーマスのコミュニケーション的行為は立ち現れると考えられる(崔2019a:74)。

しかし、現代はコミュニケーションの場としてソーシャルメディアという新たな空間が現れた。本論文では、そこでは現実世界である市民空間を前提としたコミュニケーション的行為やその理念を内包する公共圏の概念にも変化が生じているのではないかと考えた。そこで、2章では対面状況に基づいたハーバーマスのコミュニケーション的行為、公共圏の概念について批判的に検討していく。

第2章 コミュニケーション的行為と公共圏に対する批判的検討

1. コミュニケーション的行為の成立条件に対する批判的議論

1章ではハーバーマスが理想形態とする相互行為について構造的に考えられたコミュニケーション的行為を説明した。しかし、果たして我々を取り巻く現実社会での会話や討論はどれほど理想的なコミュニケーション的行為が機能され得るのだろうか。この疑念に対して、ハーバーマスのコミュニケーション的行為は多くの観点から批判を受けている。この章ではその一部を取り上げていく。

ハーバーマスはある発言が受け入れられ、主体間で合意に達するには3つの妥当性要求がすべて満たされるべきであるとした。だが、3つの妥当要求を満たすことは現実にはできないのであろうか。例えば、告白が具合の悪いものだったり、打ち明け話が人を傷つけるものである場合、そういう理由で妥当性について批判することは可能である（ハーバーマス1986：54）が、自分にとって、その場では具合の悪い発言であってもそれを正しいこととして受け入れることもありうる。また、自分を陥れようという意図からの発言であるとし誠実性に疑義があっても、言われている内容は正しいと受け入れる場合も考えられるだろう（千葉1998：93）。中岡（1996）もまた「真実を述べるのが（真理性）、かならずしも社会の正義（規範）と一致しない場合もある」としてハーバーマスを批判している（千葉1998：93）。このことから現実的に考えると、必ずしも3つの妥当性要求が満たされ、合意に達するとは限らない。千葉（1998：94）はハーバーマスは理性的な討議や相互的なコミュニケーションはそれぞれの妥当性要求について合意に達しうるとは合意に達さなければならぬというように合意に帰結しようとしているようだと述べる。それに対し藤澤（1989）はハーバーマスの討議モデルは、家族のような小さな一次集団や共通な関心を抱く気心の知れた親しい友人のあいだでの討論については近似的に当てはまるにしても、社会構成が複雑になった現代においてその類例を見いだすのは極めて困難であると言う（千葉1998：94）。このように日常的なコミュニケーションにおける合意がコミュニケーション的行為の理論に即して成立され得るとは言い切れない。

また、コミュニケーション的行為には妥当性要求を批判されたときは再び根拠づけられた妥当性要求を挙げて反論するという合理性が存在する（千葉1998：98）。しかし、千葉（1998：98）はハーバーマスは発言が合理的であるとされる根拠を何に求めているのかという疑問を示した。ハーバーマスの合理性に関する発言をいくつか挙げる。「ある発言の合理性は、批判および根拠づけが可能かどうかにかかっている（ハーバーマス1985：32）。」「ある発言の合理性とは、それが批判可能であることに還元できる（ハーバーマス1985：32）。」「この実践に内在する合理性がどこにあるのかといえば、コミュニケーションで獲得される同意は究極的には根拠に基づかねばならないという点にある。このコミュニケーションの実践に参加する人々の合理性は、かれらが適切な状況のもとで自己の発言を根拠づけられるかどうかで測られる（ハーバーマス1985：42）。」

以上の引用から合理性の根拠として、発言が批判可能かどうかと根拠づけが可能かどうかの二つの基準が定められている。3つ目の引用にコミュニケーションで獲得される同意は究極的には根拠に基づかねばならないとあるが、それでは根拠を挙げて、批判的に討論しても合意に達さない場合は合理的な討議とされるのか否かという疑問が残る（千葉1998：98）。このような場合に対して、橋本（2010：17）はハーバーマスの回答について以下の通りに解説している。「この討議には最高裁は存在しないのである。論拠の妥当性を測定する基準も状況によって変化し、この基準自体が討議されるという次第で、絶対的で最終的な根拠なるものは存在しない。」という。そこでは、個々人が有する理性というよりも、討議を実践するプロセスのうちで、討議の参加者たちの間に相互主観的に立ち現われてくる理性によって統率されているとする（橋本2010：17）。

以上のように、合理性の根拠として挙げた批判可能性や根拠づけの可否の基準は相互主観的に状況によって変化していくため、不明慮で曖昧である。この問題はハーバーマスが

コミュニケーション的行為において合意が達成されることを前提としてしまっているため、行為調整、意見の統合に焦点が当てられ、合意に達しない可能性を論点として十分に検討できていないためである（千葉1998：100）。また、西阪（1987）によれば、ハーバーマスの議論は、ある意味ハーバーマスの意図にも反して、コミュニケーションにおける意図の純粋性や誠実な主体たちが出会う、あらかじめ透明性の高い場が前提になっていることも問題点とされる（丸橋2015：63）。このような過度に理想化された参加者や場を前提に構築されたコミュニケーション的行為は果たして、現実世界のコミュニケーションにも通用し得るのか、ましてやインターネットという不明確な不特定多数の他者を相手にする電子的な場では、コミュニケーション的行為が実践される可能性があるのか3章で調査していきたい。

2. ハーバーマスが想定した公共圏概念に対する批判

ハーバーマスが想定する公共圏は一元的であるという批判が多くの論者によって指摘されてきた。ハーバーマスは公共圏の中で、討議によって社会的合意形成が果たされるということを強調してきた。しかし、崔（2020：139-140）は、討議によって社会的合意形成が果たされるとしても、そうした合意は、嘘偽りのない、すべての意見や民意が集約された合意とは断言できないと言う。また、ハーバーマスが想定する公共圏概念について、N. フレイザー（1992=1999：129-157）が指摘した公共圏の単一性に注目していく。フレイザー（1992=1999：138）は、ハーバーマスの公共圏概念は男権主義的であると批判したうえで、公共圏から排除されてきた女性、労働者、有色人種、ゲイ、レズビアンといった従属的な社会集団の構成員がつくる対抗的な公共性の存在を指摘する（平井2013：122）。遠藤（2005：7）も、全体のなかのどの程度の人々がこのような議論に参加していたのか、結局は一部の影響力のある層に限定されたものであり、公共圏を社会全体を覆う一体のものとして捉えているのではないかと述べている。このようなハーバーマスの公共圏概念の単一性に対する批判は現代のインターネット空間における公共圏の可能性について考察する上で多元的な公共圏の存在を認識させる。

3. ネット空間における多元的な公共圏の可能性について

インターネット空間における多元的な公共圏について遠藤薫とL. ダールバーグによる議論を見ていく。まず、遠藤はインターネット社会を、個人、集団、組織などが、多元的に相互作用し合い、自己変容が起こることにより、最終的には社会全体を変容させていくものとして捉えている（崔2020：144）。その際に遠藤が参照するのは、T. ギトリン（1998）による一つの社会の中にも多様な圏が存在する小公共圏群という考え方である（遠藤2005：6-7）。ギトリン（1998）は、公共圏の概念を細分化された小公共圏群のゆるやかな連結として再定式化するべきであると主張している（遠藤2005：7）。遠藤（2005：6-7）はわれわれは必ずしもすべての人にとって同じ公共空間に生きているとは言えず、現代においては周囲の情報やコミュニケーションと関係し合い、相互作用しあいながら、展開していく複層的な社会に多元的に帰属しているという。そうした空間に集う人々は、常に流動的ではあるものの、公共性を持たないとは必ずしも言えず、小公共圏と見なすことは可能であるとする。つまり、このような小公共圏はその流動性と現代における個人の多重帰

属によって、他と連結し、また他に開かれた圏としてあるのである（遠藤2005：8-9）。

次に、ダールバーグはインターネット空間に対抗的公共圏の可能性を見出し、以下のよう語る（崔2020：145-146）。

インターネットは言説的に周縁化され、熟議から排除された集団の構成員にコミュニケーション空間（メーリングリスト、ブログ、ウェブサイト）を提供し、対抗的公共圏を発展させる。討議や批判を展開する多数の参加者がオルタナティブな言説のアリーナを構成し、主流である公共圏による支配に対抗的な言説（アイデンティティ、解釈、社会的想像力、言語）を強化し、発展させるのである（ダールバーグ2007：135）。

しかし、ウェブ空間では、「情報と相互行為を「フィルタリング」し、自分たちに都合のよいものを「自主選択」する能力をユーザーに与える」（ダールバーグ2007：829）ため、「グループで討議すれば、メンバーはもともとの方向の延長線上にある極端な立場へとシフトする」（サスティーン2001=2003：80）という集中分極化が起こりやすいと言われる（平井2013：123）。このようにネット空間では多様な集まりが形成されているが、同質的なもしくは偏った意見や選好を持つ人々が交流し、排他的に集まる場合、アクセスが可能であっても、実質的には誰に対しても開かれてはいないとされる（平井2013：123）。

ダールバーグは集中分極化を踏まえて、闘技民主主義にフォーカスを当てた（崔2020：146）。闘技民主主義は、C. ムフ（1993=1998、2000=2006など）によれば、周縁化された人々や、周縁的なアイデンティティを持つ人々による異議申し立てをパブリックなものとして受け入れ、抗争が展開されるモデルを提唱する政治戦略である（崔2020：145）。そこでは、インターネットは排除された周縁的、対抗的言説が発展し、抗争が発生する領域として論じた。また、ムフ（1993=1998）が提示した民主主義的等価性によって、周縁的で局所的な言説やその集まりが、インターネットによる特性を通してネットワーク化されることによって、あらゆる立場や価値が入り乱れた言説のアリーナを構成するのである（崔2020：146）。そのような空間には少数派が含まれているので、誰に対しても開かれているという状態を見出すことができる。こうした議論からハーバーマスによる公共圏概念を批判的に検討はしたものの、それが多元的でありうることの可能性を見出した。公共圏概念それ自体をすべて否定しているのではなく、ハーバーマスの公共圏を批判的に検討することで新たな公共圏概念を再定義し、またハーバーマスの公共圏概念も一部継承しているといえる（崔2020：146）。

第3章 2ちゃんねる（現5ちゃんねる）の内容分析

2章でも提示した通り、コミュニケーション的行為とは2人以上が相互的に関わり、了解を通じて、互いが納得できる合理的な合意を目指すため行為を調整することである。

ここでいう了解と合意についてハーバーマス（1987）は、「了解とは、発言の妥当性に関して、コミュニケーションの参加者たちが意見を一致（Einigung）させることである。」「合意とは、話し手が掲げる妥当要求を相互主観的に承認することである。」と述べている（橋本2010：12-13）。すなわち、人間が何かを発言するという事は「妥当要求」を聞き

手に呈示するということになる。その妥当要求は話し手と聞き手とが、相手の発する妥当要求にお互いに従って、ある場合はこれを承認し、またある場合では否認するこれがコミュニケーション的行為のモデルというわけである。そのような対面を前提としたコミュニケーション的行為のモデルがネット上でも現れうるのかについて調査した。分析対象は2ちゃんねるのスレッド¹におけるやり取りを事例として取り上げた。その詳細は以下の通りである。

【目的】

不特定多数で多くの情報が発受信されている2ちゃんねる（現5ちゃんねる）²での言語行為を分析し、コミュニケーション的行為（もしくはそれに近いもの）が行われているのかを調査した。

【方法】

2ちゃんねる（現5ちゃんねる）のメンタルヘルス板³でローカルルールを作りたいという提案がなされ、ルールの内容について議論が起こった。そこで、実際に行われていた議論を一部抜粋して、どのように相互的な言語行為が表出されているかハーバーマスが定義した言語行為と妥当要求の結び付きから分析した。

【事例】

「メンヘル板にローカルルールを作りたい」というスレッドが立てられた。

0001 優しい名無しさん 2000/12/19 07:34:00

ここ「2ちゃんねる」には削除ガイドライン (<http://mentai.2ch.net/guide.txt>) という、各板共通のルールが有ります。しかし各板にはそれぞれ特色が有ると思います。現在、この板のトップには「メンタルヘルス@病気への煽りは禁止ですよ。。。」と有りますが、このスレッドでこの部分に書く

文章——「ローカルルール」——を私たち住民の手で話し合ひましょう。

まず自分からは下記4点の項目を板のトップに置いて欲しいと思います。

- メンタルヘルス板って？
- スレッド立てる時の注意点、禁止事項、及び削除対象など。
- レスする際の注意点、及び削除対象について。
- 荒らし、煽り、叩きへの対処法

項目の追加・訂正、細部の提案等がありましたら、どんどん書き込んでください。

まともな次第、板TOPへの掲載をお願いをしたいと思います。それでは宜しくお願いいたします。

1 特定の掲題のもとに設置された単位ページ

2 誰もが自由に書き込みが出来る匿名掲示板

3 様々な精神疾患やその治療に関する話題、精神科・心療内科の情報など、メンタルヘルス（精神疾患）に関する専門的な話題を話し合う場所

このように0001がローカルルールの設置を提案し、内容について話し合うスレッドを作成された。しかし、そもそもローカルルールを設置する必要性はあるのかという疑念が浮かび上がり、以下の意見が挙げられた。

0047 優しい名無しさん 2000/12/20 01:16:00

これだけ人数が集まっているんだ。合う奴もいれば合わない奴もいる
自分に合う場所を自分で見つけるというのも大切なことだ。ヒステリックに「みんなが全部うまくいかなくちゃならない」ってのは現実的に無理だし、それでいいんだと思う。

0070 casper 2000/12/20 13:39:00

程度は異なるかも知れないけど、みんな、心に傷を背負っているんだから、この住人は他の板⁴の人に比べてナイーブで傷つきやすいと思う。だから、ある程度特別視と言うか、他の板との区別はあってもいいのでは？

0082 優しい名無しさん 2000/12/20 16:02:00

おい、みんな目を覚ませ。どこまでいったって、ここは2ちゃんの掲示板の一つなんだよ。病院でも、カウンセリングルームでも、自助グループでもないんだ。ここにそれを求めることのほうが、無謀だと思うが……。いろんな奴がいるのは、どの板も実は同じだ。2ちゃんだけが頼みの綱の状態の奴も、そうじゃねーやつもいる。

0113 ほか 2000/12/21 00:12:00

板の性質上必要だと思うよ。(自分も含めて)病気持ちの人間の集う板だから荒らしや、病人に対する嫌がらせ(非常に卑劣な行為)を野放しにするのはマズイと思う。

0115 優しい名無しさん 2000/12/21 00:16:00

俺も心が荒れた時、別の板荒らしやったことあるけど、無視されると、何も収穫ないし、虚しいだけ。無視されると、本当虚しいよ。荒らしや煽りって、反応を楽しむものだよ、気にしないことが一番。

0141 72 2000/12/21 02:18:00

住民同士の煽り、荒らし、叩き、有り体に言ってしまうえば、神経症、躁鬱、分裂、AC、自殺念慮、引きこもり、不眠、等、それらの病気、もしくは状態を持つ者が、他の病気の者を煽る、荒らす、叩く。そんな哀しい現実が有ることが現実だと私は認識しております。それは匿名掲示板の最も酷な所であると思います。ただ、匿名掲示板で有る事の有益な点は、この2ちゃんねるに書き込む人間の数が雄弁に語っているとは思いますが、匿名性ももたらす本音での話し合い、近親の者に言えない悩みを話す、等、そんな所が大きな魅力であると思います。もしそれがローカルルールを作

4 2ちゃんねる(現5ちゃんねる)に無数にあるジャンルごとに分けられた領域

ることによって、少しでも良い方向に向かうので有れば、私は、ローカルルールは有益で有ると信じます。

0159 優しい名無しさん 2000/12/21 14:12:00

どんなルールだろうが、荒らしには効き目がないよ。消されても消されても、荒らしを繰り返す。消されることなんて何とも思っていないよ、荒らし達は。また書けばいいんだから。別に、ルールを作ることは悪いことじゃないけどね。無駄じゃないの。

【解説1】

0047、0082、0115、0159の言葉に直接的な否定語はないが、不特定多数が集う2ちゃんねる掲示板であるため、どこでも荒らしや煽りを行う人は存在しているし、その行為が無くならないという現状からローカルルールの不要性を主張するという発語内行為が遂行されている。これらの書き込みはそのような現状を根拠とし、意見の真理性を突きつけている。すなわち真理性の妥当要求を呈示しているといえる。また0115の書き込みは体験談を加えることで意図や感情に対して誠実に発言し、信用性も与えようとしている。これは自己表出の誠実性の妥当要求を呈示しているといえる。

0070、0113は実際にメンタルヘルス板に集う人々の性格的な面を把握したうえでローカルルールの必要性を主張するという発語内行為が遂行されている。また0070、0113は同時にこの板は病気持ちでナイーブな人が多いという現状からルールを作り、板の環境を保護するという意見の真理性の妥当要求を呈示している。さらに0113は「荒らしや、病人に対する嫌がらせ（非常に卑劣な行為）を野放しにするのはマズイ」という警告から社会的規範の観点からも正当性の妥当要求を呈示している。0141は匿名性であることから本音を話しやすい点が魅力なので、ルールを作ることで少しでも良い方向に向かってほしいという心中を漏らすという発語内行為が含まれている。0141は「2ちゃんねるに書き込む人間の数が雄弁に語っている」という発言から匿名性である2ちゃんねるの魅力は真であるという真理性の妥当要求を呈示している。そしてそのような魅力的な掲示板をルールによって、良い方向にできればという思念を誠実に語り、自己表出の誠実性の妥当要求を呈示している。

次に削除対象ガイドの内容について以下のような議論が起こっていた。

0049 3 7 2000/12/20 01:22:00

削除対象ガイドに「スレの主旨、流れに無関係な議論や発言は止めましょう。」とあることなただけで、それは削除依頼を出す個人が判断することなんでしょうか。そして、削除依頼をたてられた後からでは議論ができないわけですよね。スレッドの1の流れに沿った話でも会話の展開次第では新しくテーマが変わることもままあります。ここらへんを下手に明文化したルールとするとなんだかえらく窮屈になるように思うな。スレの立て方の注意にも抵触することかも知れないけど、状況に追いつめられていっぱい、いっぱいの方はスレの趣旨を明確に書けないこともありますよね。そう言った場合自分の場合は、時間と気持ちがあれば1が何を話したいか引き出してあげたい気がするんですが、誰かが言葉足らずの1を煽りだと感じて削除スレ申請され

るとそれもままならないわけですね。

0052 優しい名無しさん 2000/12/20 07:46:00

>>49さんの書いている、「スレの主旨、流れに無関係な議論や発言は止めましょう。」を削除対象にするのは、確かにスレの変化を妨げるかもしれませんがね。「メンヘル住民の心意気」なんて項目を作って、そっちに書くと良いんじゃないかな？削除依頼にしたい項目だけど、たしかに自由を奪うのは考え物ですよ。

0055 優しい名無しさん 2000/12/20 09:30:00

「スレの主旨、流れに無関係な議論や発言は止めましょう。」

流れに無関係な議論でしょ？自由を奪う事にはならないような気がするけど。主旨が有って流れが有る、それが2ちゃんねるのスレッド。別に削除項目にしても良いんじゃないの？

【解説2】

0049はまず、「それは削除依頼を出す個人が判断することなんでしょうか。」という疑問を挙げて、0001が提案した「スレの主旨、流れに無関係な議論や発言は止めましょう。」という規範的正当性の呈示を否定している。その疑問を動機づけるために「展開次第で会話の流れが変わることがある」という実際の状況から見た真理性の妥当要求と「自分の場合は、追い詰められ、明確な趣旨が立てられない人の悩みも引き出してあげたい」と希望を誠実に発言することで自己表出の誠実性の妥当要求を呈示している。0049の総合的な発言の中には個人の独断と偏見で削除依頼を申請されてしまうと、不自由な人もいるので0001の考えには賛成できないという発語内行為が遂行されている。また、そして、0055は0049の真理性と自己表出の誠実性の妥当要求を承認して、それを踏まえ「削除項目にするのではなく、心意気という新たな項目に記載した方が自由は奪われない」という自分の提案の真理性を認めてほしいという真理性の妥当要求を呈示している。0055は0001の規範的正当性の妥当要求を受け入れている。一方で0049や0052の真理性の妥当要求を拒否している。「2ちゃんねるのスレッドは主旨に沿って議論されるものなので、無関係な議論は削除対象にしても良い」という2ちゃんねるのスレッドの特性を取り上げて、真理性の妥当要求を呈示し、0001の意見に賛成であるという発語内行為が含まれている。

そして議論を行う中で本来、削除依頼をすることにより不適切なスレッドやコメントが消されるが、処理に時間がかかるので、依頼無しで削除人の判断でもスレッドを削除するという迅速な対応を求める提案がされた。

0091 優しい名無しさん 2000/12/20 18:41:00

今も糞スレ⁵、駄スレ⁶、乱立中。「削除人⁷の判断で削除依頼無しでのスレッド削除も

5 「くそスレ」あまりにも低俗・悪質・無益・非生産的といった傾向が甚だしく「クソみたいな」と形容されるスレッドのこと

6 つまらない、質の低いスレッドのこと

7 ボランティアで参加している、不適切な書き込みを削除する作業の担当者

します。」追加きぼんぬ。

0239 ほかほかご飯 2000/12/21 23:02:00

9 1 ですが止むを得ないと思います。悪意の書き込みがメンヘル板住民に与える悪影響を考えると、悪意の書き込み迅速な削除は必要不可欠であり、その為には削除依頼を待たずして削除というのもありだと思います。

0417 155 2000/12/25 10:31:00

>>91 提案 「削除人の判断で削除依頼無しでのスレッド削除もします。」
基本的に意義ないんだが、その削除人の人選が問題だな。きちんとガイドラインののつとった公正な削除が出来て、かつ、メンヘル板住民の心情を理解できる削除人がここに常駐してくれればいいんだが…。

【解説3】

0091は無駄なスレッドが多いという現状について言及し、「削除人の判断で削除依頼無しでのスレッド削除もします。」という意見の真理性の妥当要求を呈示している。そこには現状を回復させるために提案をするという発語内行為が含まれている。そして、0239は0091の真理性の妥当要求を承認し、「悪意のある書き込みが人々に悪影響を与える」という理由から真理性の妥当要求を呈示しており、0091の意見を賛成するという発語内行為が含まれている。また0417の場合は0091の真理性の妥当要求を承認してはいるが、公正な判断ができる削除人が常駐していれば、0091の提案をより正当化できるという真理性の妥当要求を呈示している。そこには自分の主張を追加し、0091の提案について言及するという発語内行為が含まれている。

そして、荒らし、煽り、叩きへの対処法として「ID制の導入」という提案がされた。しかし、意見は賛否両論であり、議論は平行線を継続したままで住民の総意を得ることはできなかった。

0239 ほかほかご飯 2000/12/21 23:02:00

匿名だからこそ相談できる事もあるし。特に精神保健という世間の偏見に晒されてる分野では匿名性の意義って捨てがたいと思います。ただし、板が荒れたときに随時、非恒久的に導入するのは賛成します。

0419 優しい名無しさん 2000/12/25 10:59:00

ID制の導入について、私は賛成致します。住民同士の煽り合い、それは哀しい現実。現に他の板にID制が導入されつつ有ります。2ちゃんねるらしくないと言うことは無いでしょう。メンタルヘルスという、死と言うもの、そして病気という、非常に危うげな問題を抱える板には、絶対にID制の導入は必要だと思います。

0472 優しい名無しさん 2000/12/28 12:13:00

「ID制の導入」についてはもっと慎重になって欲しい。2chだからこそ、気軽な

質問や、気軽な回答が無くなって、板全体が重苦しくなってしまうと思う。

0505 2 1 2000/12/29 23:43:00

私としては・・・IDが表示されたところで後ろめたい書き込みさえしなければ、気軽に書けるとおもうんだけどな。私でも21の名前で、これはムカツク！ってのにつっこみいれるとき言葉悪くても、書き込みに自信があれば(反論できるような)別にIDわかったって関係ないと思うんだ。

【解説4】

0239はID制の導入について中立派を主張する発語内行為が含まれている。メンタルヘルス板が扱う分野における匿名性の意義の真理性の妥当要求を呈示する一方で、荒れたときのみID制を導入すれば良いという意見の真理性の妥当要求も呈示している。0419の言葉にはID制の必要性を主張するという発語内行為が含まれている。煽り合いがあり、他の板にID制が導入されている事実とメンタルヘルス板の性質的問題を挙げて、ID制が必要であるという意見の真理性の妥当要求を呈示している。0472の言葉にはID制の導入反対を主張する発語内行為が含まれている。そして、IDを導入することで、2ちゃんねるの気軽さが失われるため反対という意見の真理性の妥当要求を呈示している。0505についてはID制の賛成を主張するという発語内行為が含まれている。また、0472の「気軽な質問や、気軽な回答が無くなる」という意見の真理性の妥当要求を拒否して、後ろめたい書き込みをしなければIDが表示されても構わないという意見の真理性の妥当要求を呈示している。

0501 優しい名無しさん 2000/12/29 21:31:00

yahooにもメンタルヘルスがあって、あそこは煽りはすぐ削除してくれるけど、ほとんど濃厚な馴れ合いトピばかり。新参者はなかなか入り込みづらい雰囲気がある。ここは、名無しさんでもかけるから新参者でも気がね無くすぐ溶けこめる。完全ID制にすれば、やがてYAHOOのようになって、馴れ合い古狸だけが楽しめる排他的な場所になるだろうね。

0506 優しい名無しさん 2000/12/29 23:48:00

完全ID制で守られたぶんだけ、本当に悩んでいる新参者も安心して入って来れると言う側面も有るように思う。ヤフーと違う所は、つなぎ直せば別人として板に参加出来るし、特に板に書き込む気軽さは変わらないように思うな。煽り合いをしている、そして荒れている板よりも、それぞれのスレが機能している、そちらの方が、誰しも書き込みやすいと思う。完全ID制を導入することは、今までとは違う形になることだろう。ただそれは言いたいことが言えなくなるのではなく、自分の意見に責任を持てるか否かと言うことでは無いだろうか？

【解説5】

0501の言葉にはID制反対の主張をする発語内行為が含まれている。YAHOOの例を引き合いに出すことで、ID制にすれば2ちゃんねるの気兼ねなさを失うという意見の真理

性の妥当要求を呈示している。それに対して0506は0501が言うID制がもたらす効果についての真理性の妥当要求を拒否している。ID制は煽りから人々を守り、スレッドを機能させると捉え、またつなぎ直すとIDは変わるので、新参者でも安心して参加できるという意見の真理性の妥当要求を呈示している。そして、自分の主張として、ID制を導入することは本音を言えないことでなく、意見に責任を持てるかに関係してくるという真理性の妥当要求を呈示している。

【結果・考察】

「ローカルルール案を板のトップに置く」事を管理人から許可をもらい、ローカルルールが完成した。しかし、上述で分析した「削除人の判断で削除依頼無しでのスレッド削除もします。」「ID制の導入」については賛否両論分かれている状況で、合意には至らずに議論を継続することとなった。インターネット上のコミュニケーションは対面状況の際とは異なり、不特定多数が様々な意見を発信して議論に参加しているので、総意に基づく結論を出すことが困難であるためコミュニケーション的行為が目指す合理的な合意形成に到達することは難しい。このようなネット空間では、話し手の発話行為を受け取る他者は特定の相手にレスポンスする場合を除き、基本的に不特定多数で不明確な存在であるため、話し手は自分の発言がどこの誰にどのような影響を与えたか、それにより聞き手がどのような言語行為を起こしたか確認することができない。また聞き手もどの発言にどのような影響を受けて、それに対しどのような言語行為を遂行したか伝達することができない。故にコミュニケーション的行為における相互的な関わりや合意に至るまでのプロセスを分析することは難しい。しかし、書き込みの分析から話し手は自分の意見を主張、提案するなどという発語内行為を遂行し、その発語内行為を根拠づけるため何らかの妥当要求と結びつけていると解釈した。意味をもつ発語は拡散的に伝達されて、参加者双方の見えない所で繋がり合い、不特定多数が相互に影響し合いながら産出された様々な意見の妥当性を審議し、明確なテーマの総意を目指そうとしている。以上から個々人が意識的に納得できる合理的な合意形成を目標に直接的な相互行為ではなく、無意識的な言語の関わりを通じて、行為調整を行うコミュニケーション的行為として不完全ではあるが機能し得るのではないかと考えた。

第4章 SNS上におけるコミュニケーション的行為の限界と新たな可能性

1. BBSのコミュニケーション的行為に関する可能性

第3章で調査対象とした2ちゃんねるはBBSという電子掲示板に分類される。BBSのシステムはカテゴリーに分けられたテーマごとに議論の場が設けられ、参加者は各自の興味に沿って、それぞれの場にメッセージを投稿する。このようなシステムはトピックに対してメッセージを投稿するだけでそのコミュニティに参加できるため参加に対する敷居が低い。特に、匿名性と出入りの自由さが参加者の自己提示を促しているといえるだろう。これは、3章で分析した議論の内容からも実際に匿名だからこそ気軽に発信ができるという意見からうかがえる。このようなBBSが作り出す一種のコミュニティは参加型情報社会といえるのではないかと。牧野（2010：72）によれば参加型社会とは多くの多様な人々が自発

的に参加し情報を発信し、相互につながり、さまざまな情報をやりとりし、必要な情報を共有し、新しい価値を次々と創り出す社会のことを示す。この参加型情報社会では、内的に作り出され、主観的な価値をもって発生する本質的な情報に基づくコミュニケーションにより他の主体と共有されて新たな意味や価値が付与されていく（牧野2010：76）。その本質的な情報によるコミュニケーションに適応できるモデルとしてロジャースとキンケードによる「コミュニケーションの収束モデル」が提案されており、相互理解を目的としてそれぞれの主体が情報をつくりだし、相互が一定の満足レベルに達するまで循環的に継続されるコミュニケーションプロセスが機能され得ると考えられている（牧野2010：78）。加えて、本質的な情報はコミュニケーションプロセスによって、主体間で繰り返し情報をやりとりし相互の合意に至る関係づくり出す働きをもっているとされる（牧野2010：79）。以上から、本質的な情報によるコミュニケーションは、ハーバーマスのコミュニケーション的行為の特徴が含まれているとみれる。つまり、他者がある目的のための手段として利用するのではなく、尊重すべき人格として、十分に議論して相互理解に達する指向が本質的な情報を基本とする参加型情報社会において見られるということであろう。

また、BBSには2章で触れたDahlberg（2007）が定義した対抗的公共圏の可能性を見出すことができるであろう。C. ムフ（1993=1998、2000=2006など）は、社会的合意形成を目指すプロセスの中で、差異や意義申し立てを排除してしまうとして批判し、周縁化された人々や、周縁的なアイデンティティを持つ人々による異議申し立てをパブリックなものとして受け入れ、抗争が展開される闘技民主主義を論じた（崔2020：146）。そこで、BBSにおいて多くの人が自発的に議論に参加しやすいという特徴から闘技民主主義のスタイルをとり、討議や批判を展開する参加者が主流な多数意見に対抗し、あらゆる立場や価値が入り混じった対抗的公共圏が展開されうると考えた。

以上から様々な意見が取り込まれて、誰に対しても開かれている公共圏を前提としたBBSでは、情報を主体によって解釈し、解釈が一致しない場合は繰り返し情報をやりとりし相互の合意に至ろうとするプロセスが立ち現れることがわかる。つまりコミュニケーション的行為を目指す相互行為が行われる可能性があるといえる。

2. SNSのコミュニケーション的行為に関する考察と限界

一方で、SNSについては、各参加者はサービス上で自分のページが与えられ、プロフィールなど自身に関する情報を掲載し、コミュニケーション主体である個人の存在を明示化することで、個人間の情報流通を実現するためのシステムとして定義される。多くのSNSでは相互承認を行うことで知人関係が成立し、自身の情報は知人のみに公開するかSNS参加者全員に公開するなどの制御が可能であると述べている。そこでは個人と相互関係を築けて、小規模なコミュニティが形成されるため不特定多数に情報が公開されるBBSとは異なり、その内部で密接なコミュニケーションが行われるとされる（大向2006：993-994）。

しかし、上で述べたように、総務省情報通信白書「ICTによるインクルージョンの実現に関する調査研究」（2018）では、ソーシャルメディアは必ずしも個人間のつながりの創出や維持のためだけに利用されているわけではないという調査結果が示された。そこから、ソーシャルメディアを相互交流というよりも、情報を入手して、それを消費する場として活用することにメリットを見出している利用者が大半を占めることがわかる。SNSにおい

ては、自発的な情報発信や自己呈示より情報収集という受け身の活用が一般的なのである。

Dahiberg (2007b : 829)はコンピュータ通信網に接続可能なプログラムやサービスは「情報と相互行為をフィルタリングし、自分たちに都合のよいものを自主選択する能力をユーザーに与えるとした (平井2013 : 123)。この指摘からSNS上の公共圏の形成について懸念される。SNSでは意見や考え方に共感し、興味を持った人と知人関係を築くことが多いであろうが、そのような集団は同質的な意見や選好を持つ人々が集まっている可能性がある。また、それぞれが個人のページを所有し、知人関係のみで相互行為が成り立つため閉鎖的で自分と異なる意見を持つ人や少数意見が排除されることもあり得る。それらの集まりに公共性を見出せるだろうか。それらは閉鎖的な同好集団であるに過ぎず、公共圏の条件である誰に対しても開かれている状態とは言えないのではないか。また、Dahibergが言うように都合の良いものを自主選択できるので、自ら情報発信せず、効率的に興味のある情報を一方的に受信することが可能である。

以上から、人とつながることができるSNSでは同質的な考えをもつ人々が集まり、議論が起こることは少ない、あるいはそもそも情報収集を目的とする場合、相互行為が行われないことだってあり得るため2ちゃんねるのような対抗的公共圏は存在しないと考えられる。また、同じ趣向をもつ人同士では関係性を維持しようと意見をすり合わせることで妥協点を探しだす可能性があるため、動機づけられた合意を達成することができないだろう。すなわち、今のSNSのシステムではコミュニケーション的行為を目指すには限界が生じると推測できる。

3 アーキテクチャと監視社会からみるSNSにおけるコミュニケーション的行為の可能性

レッシング (2006=2007: 171)によれば、アーキテクチャとは「物理的に作られた環境」のことであり、例えば、2ちゃんねるのように明確なテーマのもとで話し合う場を設計し、そこでは必ず実名で、複数の情報を事前に公開したうえで参加しなければならないという環境を作るとのことだ (崔2019a : 80-81)。崔 (2019a : 86)によるとアーキテクチャによる規制の環境の下では、人間は「監視」されることにより、真理性・正当性・誠実性という三つの妥当性要求を満たそうと「演じ」うるのではないかといえる。ハーバーマスが示す相互が納得して合意形成を成すという理性的な対話を理念とするコミュニケーション的行為を目指すためには物理的に相互監視ができるような場を作ること、個人の自由を束縛し剥奪するためではなく、むしろ個人の自由を確保し拡大することが必要である。ライアン (2001=2002)によると監視 (surveillance) とは、データが集められる当該人物に影響を与え、その行動を統御することを目的として、個人データを収集・処理するすべての行為と定義され、今日その最も重要な手段となっているのは、収集されたデータの保存・照合・修正・処理・売買・流通を可能にするコンピュータの機能である (吉田2010 : 7)。また、村田 (2017 : 101)によれば監視される側が監視の場に自ら参加することや、さらに他人の状態や行動、社会的つながりを第三者に監視させるという参加型監視環境 (participatory surveillance environment) が整えられているとする。折戸・青木・村田 (2016)によれば、具体的には、監視への参加には以下の3つのタイプが存在するとされる (村田2017 : 101)。a. 監視者 (surveillant/surveiller) としての参加で、他者の投稿を見る b. 被監視者 (surveilled) としての参加で、自分自身に関する記事や写真

等をアップロードする c. 監視のためのインフラ整備者 (infrastructure builder for surveillance) としての参加で、他者に関する記事や写真をアップロードする。このように現代のネットワークの中で生活する我々は無意識のうちに監視社会に順応していることがわかる。そして監視がもたらす効果として、吉田 (2010 : 226) は監視は人々をさまざまなリスクから保護し、社会生活のセキュリティを上昇させ、そのことによって社会的行為の自由の範囲を拡大すると挙げている。さらに河村 (2002) によると、監視社会では、権力は多様な経路に沿って流通し、監視のシステムへの人々の能動的参加が、全体としてのシステムの機能と存続を保証すると言っている (吉田2010 : 225)。

以上から、無意識的に参加している監視社会によってシステムの機能と存続が保証されることで、リスクから保護され、整合されたシステム環境にて情報の発受信などの行為の自由が拡大するといえる。SNSにおける匿名性は、不特定多数が気軽に議論に参加しやすいというメリットは生じるが、個人が特定されないのをいいことに煽りや荒らしが発生したり、閉鎖的な偏った非難・批判が飛び交うこともある。そのため、アーキテクチャによる規制によって、個々人の最小限度のプライバシーが開示し、明確な他者としての認識を与えることで、監視されるという意識をより相互的に把握させれば、突発的な行動が制御されてシステム環境の向上に繋がり、妥当性要求を満たすコミュニケーション的行為を実践できるかもしれない。しかし、ハーバーマスのいうコミュニケーション的行為は、こうした合意の理念的なものであり、現実には人々の不十分な自立性などさまざまな制約により簡単には到達できないものである。したがって、SNS空間において、ハーバーマスのコミュニケーション的行為に沿った合意を実現するには限界があるが、物理的に我々を取りまく電子の空間に制約を与えて、新たな場を設計することで、相互理解を繰り返しながら合意に到達するための理性的な対話が行われるきっかけを掴めるのではないだろうか。

おわりに

本論文では理想的な討論、コミュニケーションのモデルとして取り上げたハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論を使い、ハーバーマスが前提とする現実世界ではなく、SNS空間における理想的なコミュニケーション的行為の実践可能性を調査した。その結果、2ちゃんねるというBSS空間でひらかれる議論内のやり取りにコミュニケーション的行為の可能性を確認できた。そこには少数派の意見が主流な意見の対抗的言説として発展し、あらゆる立場や価値が混在している対抗的公共圏の存在を見出せる。そのような誰に対しても開かれた対抗的公共圏では、様々な視点をもつ意見の妥当性が繰り返し審議され直し、合理的な合意に達するコミュニケーション的行為の可能性があったとした。

一方、SNS空間においてはコミュニケーション的行為を追求することは困難であると結論づけた。なぜなら、知人関係を構築することができるため、閉鎖的な同好集団が対立意見を排除してしまう可能性があるからである。その空間は誰に対しても開かれている公共圏として捉えることはできないだろう。しかし、アーキテクチャという物理的な場を設計すれば、コミュニケーション的行為の可能性を示唆することができるのではないか。

例えば、实名制などの情報を公開するという可視化できる規制を設けた物理的な環境を設計すれば、相互監視の目が働き、妥当性要求を満たそうと理性的なコミュニケーション

的行為が表れる可能性の余地はあるかもしれない。むしろ、ここで情報の開示により監視にさらされることで、必要以上に自分の意見や意思を隠蔽したり、発信することに躊躇いを感じたり、中にはその空間に立ち入りたくない人々も存在する可能性は否定出来ない。そのような問題点を考慮し、より多くの人々に開かれて、理性的なコミュニケーションを遂行できる場について多面的に考察していく必要がある。

参考文献

- ・橋本武志(2010)「コミュニケーションの隘路 —ハーバーマスに於けるコミュニケーション的合理性概念の検討—」 仁愛大学人間学部 仁愛大学研究紀要 人間学部篇 第9号pp.11-23
- ・丸橋静香(2015)「J・ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論に基づく話し合い活動の充実方策 —ハーバーマスにおけるオースティン言語行為論受容の批判的検討を通して—」 教育臨床総合研究 14, pp.61-73
- ・崔昌幸(2019a)「CMC 空間におけるコミュニケーション的行為の 実践可能性 — 自己と「他者」との間における妥当性要求はいかにして満たしうるか —」 社会システム研究 第22号, pp.73-88
- ・崔昌幸(2019b)「公共圏の生成と解体, そして再建 — 政治的機能を取り戻すための試論 —」 京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生人間学専攻, 人間・環境学, 第28巻, pp.29-38
- ・鈴木純一(2015)「社会システムの環境としての公共圏」, 国際広報メディア・観光学ジャーナル20, pp.3-15
- ・崔昌幸(2020)「多元的な公共圏の可能性 —ハーバーマスによる公共圏概念に対する批判的検討」, 社会システム研究第23号, pp.139-155
- ・平井智尚(2013)「ウェブと公共性に関する概念・理論的研究の整理: 新たな考察の展開に向けて」, メディア・コミュニケーション: 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要.No.63, pp119-127
- ・藤田真文(2013)「マス・メディアの言語分析の可能性: 言語行為論とコミュニケーション行為論の視点から」, 法学研究86巻7号, pp311-336
- ・日暮雅夫(2004)「ハーバーマスのコミュニケーション的行為論の基本構造 —討議理論における形式語用論的アプローチ」, 盛岡大学紀要21, pp1-10
- ・千葉芳夫(1998)「コミュニケーション的合理性と目的合理性」 社会学部論集第31号, pp89-103
- ・村上直樹(2002)「発話行為論序説: 身体システム論に依拠して」, 人文論叢: 三重大学人文学部文化学科研究紀要第19号, pp159-173
- ・宮坂豊夫(1999)「発話行為理論 — J・ハーバーマスの「普遍的語用論」に向けて —」 人文論究49巻1号, pp47-60
- ・遠藤薫(2005)「ネット・メディアと〈公共圏〉」 日本社会情報学会学会誌, 17(2), pp5-12
- ・牧野真也(2010)「「参加型情報社会」における情報 —手段の情報から本質の情報へ—」

経済理論, 355号, pp.69-89

- ・村田潔 (2017) 「参加型監視環境における人間疎外の構図：断片化される人間存在」日本情報経営学会誌, Vol.37, No2, pp.97-108
- ・吉田純 (2010) 「情報ネットワーク社会における〈監視〉と〈プライバシー〉」システム制御情報学会誌, Vol.54, No.6, pp.225-230
- ・大向一輝 (2006) 「SNSの現在と展望 -コミュニケーションツールから情報流通の基盤へ-」情報処理, 47巻, 9号, pp.993-1000
- ・ユルゲン・ハーバーマス著, 河上倫逸, M.フーブリヒト, 平井俊彦訳. 『コミュニケーション的行為の理論 (上)』, 未来社, 1985
- ・ユルゲン・ハーバーマス著, 岩倉正博, 藤沢賢一郎, 平野嘉彦, 山口節郎訳. 『コミュニケーション的行為の理論 (中)』, 未来社, 1986
- ・2ちゃんねる メンヘル板にローカルルールを作りましょう
<http://itest.5ch.net/piza/test/read.cgi/utu/977178862/#> (最終アクセス2020.12.22)
- ・総務省情報通信白書 「ICTによるインクルージョンの実現に関する調査研究」
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd142220.html> (最終アクセス 2020.12.9)